

## 1 議事日程（2日目）

〔令和元年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和元年9月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第58号 太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第60号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第66号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第67号 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第14 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 柳原 莊一郎 議員 | 2番  | 宮原 伸一 議員 |
| 3番  | 舩越 隆之 議員  | 4番  | 徳永 洋介 議員 |
| 5番  | 笠利 毅 議員   | 6番  | 堺 剛 議員   |
| 7番  | 入江 寿 議員   | 8番  | 木村 彰人 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員   |
| 11番 | 原田 久美子 議員 | 12番 | 神武 綾 議員  |
| 13番 | 長谷川 公成 議員 | 14番 | 藤井 雅之 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 議員  | 16番 | 橋本 健 議員  |
| 17番 | 村山 弘行 議員  | 18番 | 陶山 良尚 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	楠田大蔵	副市長	清水圭輔
教育長	樋田京子	総務部長	石田宏二
総務部理事	山浦剛志	総務部理事	五味俊太郎
市民生活部長	濱本泰裕	都市整備部長	井浦真須己
観光経済部長	藤田彰	健康福祉部長	友田浩
教育部長	江口尋信	総務課長併 選挙管理委員会書記長	川谷豊
市民課長	池田俊広	福祉課長	田中縁
社会教育課長	木村幸代志	都市計画課長	竹崎雄一郎
上下水道課長	佐藤政吾	観光推進課長兼 地域活性化複合施設主宰館長	友添浩一
監査委員事務局長	福嶋浩		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	吉開恭一
書記	斉藤正弘	書記	高原真理子
書記	岡本和大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により船越隆之議員の退場を求めます。

（3番 船越隆之議員 退席）

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） ここで、船越隆之議員の入場を認めます。

（3番 船越隆之議員 入場）

○議長（陶山良尚議員） 船越隆之議員に申し上げます。

ただいまの諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任とし

て答申することになりましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、議案第57号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第57号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第3、議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」から日程第5、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第58号から議案第60号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号から議案第60号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6から日程第8まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第6、議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第61号から議案第63号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第61号から議案第63号までを環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 議案第64号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、議案第64号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第64号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第12まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第10、議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第12、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、議案第65号から議案第67号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第65号は各常任委員会に分割付託します。議案第66号及び議案第67号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第13、意見書第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番塚剛議員。

〔6番 塚剛議員 登壇〕

○6番（塚 剛議員） 意見書第3号につきまして、議長から許可をいただきましたので意見を述べさせていただきます。

今回の案件につきましては、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書でございます。提出者は私、太宰府市公明党市議団塚剛で、賛成者は同会派の団長の小島議員になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提出理由の根拠説明を發表させていただきます。

我が国では急速に高齢化が進み、平成28年10月1日現在、65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合、高齢化率は27.3%と約4人に1人となっています。

このような高齢化の進展に伴い、高齢者を取り巻く現状は、75歳以上の高齢者運転による死亡事故の人為的要因で、ブレーキ、アクセルの踏み間違えやハンドル操作ミスによるものが最も多くなっています。ブレーキ、アクセルの踏み間違えによる死亡事故は、65歳以上が約8割を占めている状況です。

そのような状況を受けて、政府と自動車業界が推進している自動ブレーキ等先進の安全運転

支援技術を搭載したセーフティーサポートカー、略してサポカーの取り組みが行われています。自動車工業界のアンケートによりますと、高齢化により視力の低下や反応速度の遅れ、注意力の低下など判断能力の低下によるものが、運転を続ける上で大きな不安材料となっています。一方、自覚が薄く、自分は大丈夫だという過信がまさかの事故につながっている現状です。

そのような中、本市においても自動車運転に対して不安に思われて免許証返納を考えておられる市民の方や、病院や買い物等移動手段の確保でお困りの市民の皆様に対して、財政的、制度的側面を考えると、本市単独での対応が困難である現状と思います。

以上のことを踏まえて、本市においても交通安全対策の取り組みとともに、高齢者への安全運転支援は喫緊の課題であると認識いたします。ゆえに、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保の観点から意見書を通して国や政府へ求めていくことが、今回の提出の根拠であります。

それでは、各議員におかれましてはお手元の資料を見ていただきまして、内容につきまして、要旨の3点について私のほうから申し上げます。よろしくお願いいたします。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

1点目、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車、サポカーSや後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2点目、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車、サポカーSに限定した免許の創設や、走行できる場所や時間などを制限した条件つき運転免許証の導入を検討すること。

3点目、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、地方自治体などが行う免許の自主返納におけるタクシーや公共交通機関割引制度などを支援すること。

以上3点につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員長でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める  
意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第14、意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番藤井雅之議員。

[14番 藤井雅之議員 登壇]

○14番（藤井雅之議員） 意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」について提案理由説明させていただきます。提出者は私、藤井雅之、賛成者は神武綾議員です。

理由といたしまして、医療や介護現場での人手不足がまだまだ深刻な状況です。安全・安心の医療・介護を実現するために、医師、看護師、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じるためとしております。

詳細な提案理由の説明は、皆様のお手元に配付をされております意見書の案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書。

医療や介護現場での人手不足はまだまだ深刻な状況にある。人手不足により一人一人の過重労働が進み、苛酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいるが、具体的な労働環境の改善には至っていない。

看護師の夜勤実態調査、2018年日本医労連調査、看護職員9万5,248人分では、2交代勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が59%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が45.4%であった。このような苛酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事をやめたいと思いながら働いている、日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、3万3,402人分の状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足がある。また、介護現場では長時間夜勤の割合がさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われている。

労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題であるが、2007年に国会で採択された請願内容、夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など早期実施を行い、そのために必要な人員確保を国の責任で実行されることを強く求める。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。

安全・安心の医療・介護を実現するために、医師、看護師、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国及び福岡県に要望する。

1、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境改善をする

こと。①1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。②夜勤交代制労働者の週労働時間の短縮をすること。③介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とするためにも、財政支援の拡充を図ること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。

3、患者、利用者の負担軽減を図ること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣及び福岡県知事としております。

なお、補足といたしまして、2018年12月現在におきましては、全国でこの同様の意見書が56議会提出をされております。ぜひ太宰府市議会からも意見書を提出していただきますよう重ねてお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~